

# インフルエンザA型(H1N1)

## <第10報>

2009年5月22日 正午現在

### 1. 新たな対処の方針

政府は5月22日午前、新型インフルエンザ対策本部（本部長：麻生首相）の第4回会合を首相官邸で開催し、現在の新型インフルエンザA型（H1N1）の感染状況に合わせた新たな「基本的対処方針」を決定した。ウイルスの特性については、感染力は強いが多くの感染者が軽症のまま回復する一方で、糖尿病などの基礎疾患がある人が重篤化し、一部が死亡しているとの判断を示した。こうした特性を踏まえ、これまでの強毒性を前提とした画一的な対処方針を転換し、「国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐ」、「基礎疾患を有する者等を守る」を目標に掲げ、柔軟に対応していく方針を明確にした。

現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」等についても、そのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を求めている。大阪府や兵庫県のように多数の患者が発生している地域「患者や濃厚接触者が活動した地域」とそれ以外の地域に分けて、それぞれの地域で実施する対応策を定めている。

事業者に対しては、感染拡大の機会を減らす工夫を検討するよう求めるが、事業自粛の要請を行わないことを原則としている。

◆ 22日発表の「基本的対処方針」（特に注目すべき点を赤太字で表示）

[http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522\\_shinkihontaisho.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522_shinkihontaisho.pdf)

#### 基本的対処方針

政府においては、今回の新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであるが、現在、兵庫県、大阪府等で患者数が急増している状況にある。

今後、国内で感染が拡大していく事態も想定に入れながら、国内対策を強化していく必要がある。

今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)は、

- ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、
- ② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、

季節性インフルエンザと類似する点が多い。

他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

**政府の現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」等については、強毒性の鳥インフルエンザ(H5N1)を念頭に策定されたものであるが、今回のウイルスの特徴を踏まえると、①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当である。**

このため、今後も行動計画をそのまま適用するのではなく、この基本的対処方針により、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要がある。

政府としては、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら、当面、次の措置を講ずることとする。

一、国内外の情報収集と国民への迅速かつ確かな情報提供を行う。

- (一) 国際的な連携を密にし、WHOや外国の対応状況等に関する情報収集に努力する。

(二)国内サーベイランスを強化し、各地の感染状況を迅速に把握するとともに、患者や濃厚接触者が活動した地域等の範囲について国民に迅速に情報提供を行う。

二. 患者や濃厚接触者が活動した地域等において、地域や職場における感染拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

(一)積極的疫学調査を徹底する。

(二)外出については、自粛要請を行わない。ただし、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等呼びかける。

(三)事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

(四)集会、スポーツ大会等については、一律に自粛要請は行わない。ただし、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

(五)学校・保育施設等の臨時休業の要請についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。(「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。)

(六)事業者に対しては、事業自粛の要請を行わない。ただし、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

三. 医療の確保についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。(「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。)

四. 患者や濃厚接触者が活動した地域等への抗インフルエンザウイルス薬、検査薬、マスク等の円滑な供給を関連事業者に要請する。

五. 患者や濃厚接触者が活動した地域等における国民生活の維持を図る。

(一)電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

(二)従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。また、医療従事者等の子ども等が通う保育施設等が臨時休業となった場合、保育等を確保するための方策を講ずる。

(三)在宅の障害者や高齢者等について、必要に応じ状況を踏まえて支援を行う。

六. パンデミックワクチンの早急な開発・製造に取り組む。

七. 今回のウイルスの特徴を踏まえ、水際対策のあり方を見直す。

(一)検疫についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。(「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。)

(二)海外発生国の状況に応じた感染症危険情報を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。

八. 必要に応じ、次の措置を講ずる。

(一)食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。

(二)社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。

政府は【「基本的対処方針」等の Q&A】を同時に公表した。以下に、新たに加えられた部分、企業に関係する部分を抜粋した。全文は下記を参照いただきたい。

([http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522\\_taisho\\_qa\\_main.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522_taisho_qa_main.pdf))

- 外出の自粛、集会・スポーツ大会等の開催の一律の自粛、事業活動の縮小等を要請する事は考えていない
- 社会的に必要性が高い集まりについては、感染拡大防止策を講じつつ開催することが考えられる
- 急速に患者数が増加してきた場合、広範囲の地域で学校・保育施設等の臨時休業を行うことは効果が薄いため、全ての学校に臨時休業の要請をする必要はないと考えるが、季節性のインフルエンザと同様の対応として、特定の学校の臨時休業や学級閉鎖等の措置は考えられる
- 保育施設が臨時休業になった場合には、事業主は育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員について、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務等を認めるなどの配慮をする
- 各事業主は、従業員の健康管理を徹底する、発熱症状のあるものについては自宅待機等にする、時差通勤、自転車通勤等の実施、「事業者・職場における新型インフル

エンザ対策ガイドライン」等を参考に、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置などを検討する

- 事業主は、特に娯楽施設や飲食店などの集客施設では感染機会を減らすため、病み上がり、体調不良、発熱症状がある人の利用は遠慮してもらい、利用客が多くない場合に利用客間の席を離す、利用客が施設内で発症した場合に備えるなどの工夫を検討する
- 従業員が発症した場合は、発症者と濃厚接触した同僚には自宅待機させる必要があると考えられるが、発熱相談センターや保健所の判断により、濃厚接触者でないとされたものについてまで自宅待機を命ずることは適当ではない

医療体制や学校・保育に関する運用方針については、【運用指針要約】をご参照ください。  
([http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522\\_unyoushishin\\_shiryou.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522_unyoushishin_shiryou.pdf))

## 2. 国内での感染状況

新型インフルエンザの感染は5月22日午前11時までに、京都府と埼玉県で初めて感染者が確認されたほか、大阪府、兵庫県、東京都でも新たな感染者が発生し、これまでの感染者の数は299人となった。

国内の感染者数(22日正午現在)

兵 庫	152
大 阪	136
東 京	2
埼 玉	1
神奈川	1
滋 賀	1
京 都	1
成田空港(検疫)	5
合 計	299

### 3. 世界の感染状況

世界ではフィリピンとホンジュラスで初めて新型インフルエンザ感染が確認された。世界の感染者の数は1万1308人となった。

世界の感染確定症例・死亡症例数（日本時間5月22日正午現在）

日時	5月22日	第9報時点5月21日
感染確定国数	45カ国	43カ国
国名	感染症例(死亡症例)	感染症例(死亡症例)
米国	5,764(10)	5,710(10)
メキシコ	4,008(78)	3,892(75)
カナダ	719(1)	719(1)
日本	299(0)	278(0)
英国	112(0)	107(0)
スペイン	111(0)	103(0)
パナマ	73(0)	69(0)
コスタリカ	25(1)	10(1)
チリ	25(0)	24(0)
フランス	16(0)	16(0)
ペルー	16(0)	3(0)
ドイツ	15(0)	14(0)
コロンビア	12(0)	12(0)
イタリア	9(0)	9(0)
ニュージーランド	9(0)	9(0)
オーストラリア	9(0)	3(0)
ブラジル	9(0)	8(0)
エクアドル	8(0)	8(0)
イスラエル	7(0)	7(0)
エルサルバドル	6(0)	6(0)
中国(本土)	5(0)	5(0)
ベルギー	5(0)	5(0)
韓国	4(0)	4(0)
キューバ	4(0)	4(0)
グアテマラ	4(0)	4(0)
香港	3(0)	3(0)
台湾	3(0)	1(0)
オランダ	3(0)	3(0)
スウェーデン	3(0)	3(0)
タイ	2(0)	2(0)
マレーシア	2(0)	2(0)
ノルウェー	2(0)	2(0)
フィンランド	2(0)	2(0)
ポーランド	2(0)	2(0)
トルコ	2(0)	2(0)
インド	1(0)	1(0)
フィリピン	1(0)	—
ポルトガル	1(0)	1(0)
スイス	1(0)	1(0)
オーストリア	1(0)	1(0)
アイルランド	1(0)	1(0)
デンマーク	1(0)	1(0)
ギリシャ	1(0)	1(0)
アルゼンチン	1(0)	1(0)
ホンジュラス	1(0)	—
合計	11,308(90)	11,059(87)

新たに感染が確認された国・地域

※SJRM 集計

感染症例数が増加した国・地域

※第9報の感染者症例合計数に誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

(正) : 11,059 (誤) : 11,419